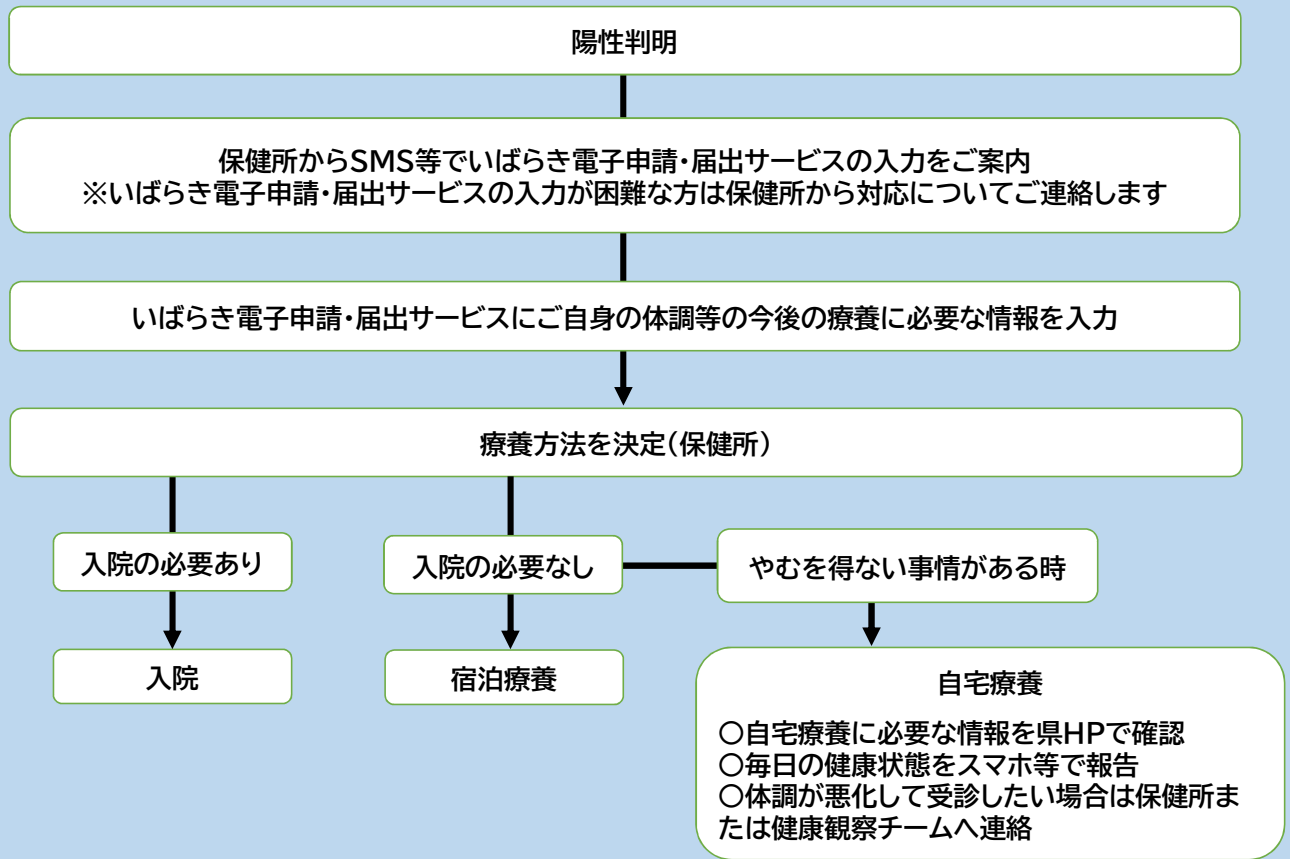


感染急拡大下における新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてのフローチャート～

陽性判明から療養までの流れ



療養期間

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
例	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
【有症状】 発症日					症状 軽快	...						療養 解除
	療養期間(10日間かつ症状軽快後72時間経過※1)											
【無症状】 検体採取日											療養 解除	
	療養期間(7日間※1)											

有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間は自宅待機してください。

※1 療養期間中に症状がある場合は自宅待機期間が変わりますので保健所へご連絡ください。

(参考) 濃厚接触の可能性がある方

【濃厚接触の判断】

陽性者の感染可能期間中(※2)に、①または②の接触があった者

①車内等で長時間(1時間以上)の接触

②手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで15分以上の接触(工作中、休憩時間等も含む)

※2 陽性者が有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は陽性となった検体採取日の2日前から療養解除されるまでの期間

新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ

(自宅療養される方向け)

1. 健康観察機能(MY HER-SYS)の登録について

検査を受けた医療機関で伝えた携帯番号に、厚生労働省から「MY HER-SYS」登録のためのショートメールが届きます。届きましたら速やかに、URLにアクセスしていただき、一緒に添付された個人用IDを入力していただき、初回登録をお願いします。

登録ができましたら、日々の健康観察の入力を開始してください。1日2回お願いします。(午前の分は午前11時までに、午後の分は午後4時までに入力をお願いします。)

初回登録が正常にできない場合は、以下までご連絡ください。

【MY-HER-SYSや自動架電の使い方に関する問い合わせ窓口(一般の方向け)】

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部保健班

電話番号:03-6812-7818

受付時間:9時30分~18時15分(土日祝日を除く)

※ショートメールが届くまで少しお待ちいただく場合がございます。

2. 自宅療養者向けの県のホームページのご案内

療養先が自宅療養となった場合は、茨城県ホームページ

➡「自宅療養中の方向けの情報」をご確認ください。

自宅療養時の留意点が掲載されております。



3. 自宅療養者の健康観察について

MY HER-SYSの入力が正常に行われている場合は、保健所や健康観察チームからの日々の連絡は特にありません。入力内容について問い合わせる場合や、入力が確認できなかった場合等には連絡があります。

健康観察チームの連絡先は別途個別に県から案内が届きますので、体調がすぐれない、心配な症状がある場合は、直接、健康観察チームにご連絡ください。

4. 自宅療養者の療養解除について

自宅療養をされて、療養が解除となる場合は、国の基準に従い、発症日より10日間経過し、かつ症状が軽快してから72時間以上経過していることとなります。また、症状がなく7日間経過した場合は8日目で解除になります。

ただし、療養期間の最終3日間において、解熱剤の服用や発熱等の症状がある場合は、療養期間が延長となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

県では、以下に該当する方に関しましては、特に強く宿泊療養施設における療養をお願いしております。

- ・65歳以上、かつ、一人暮らしの方
- ・重症化リスク※の高い方、かつ、一人暮らしの方

※悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、免疫不全、肥満(BMI30以上)等